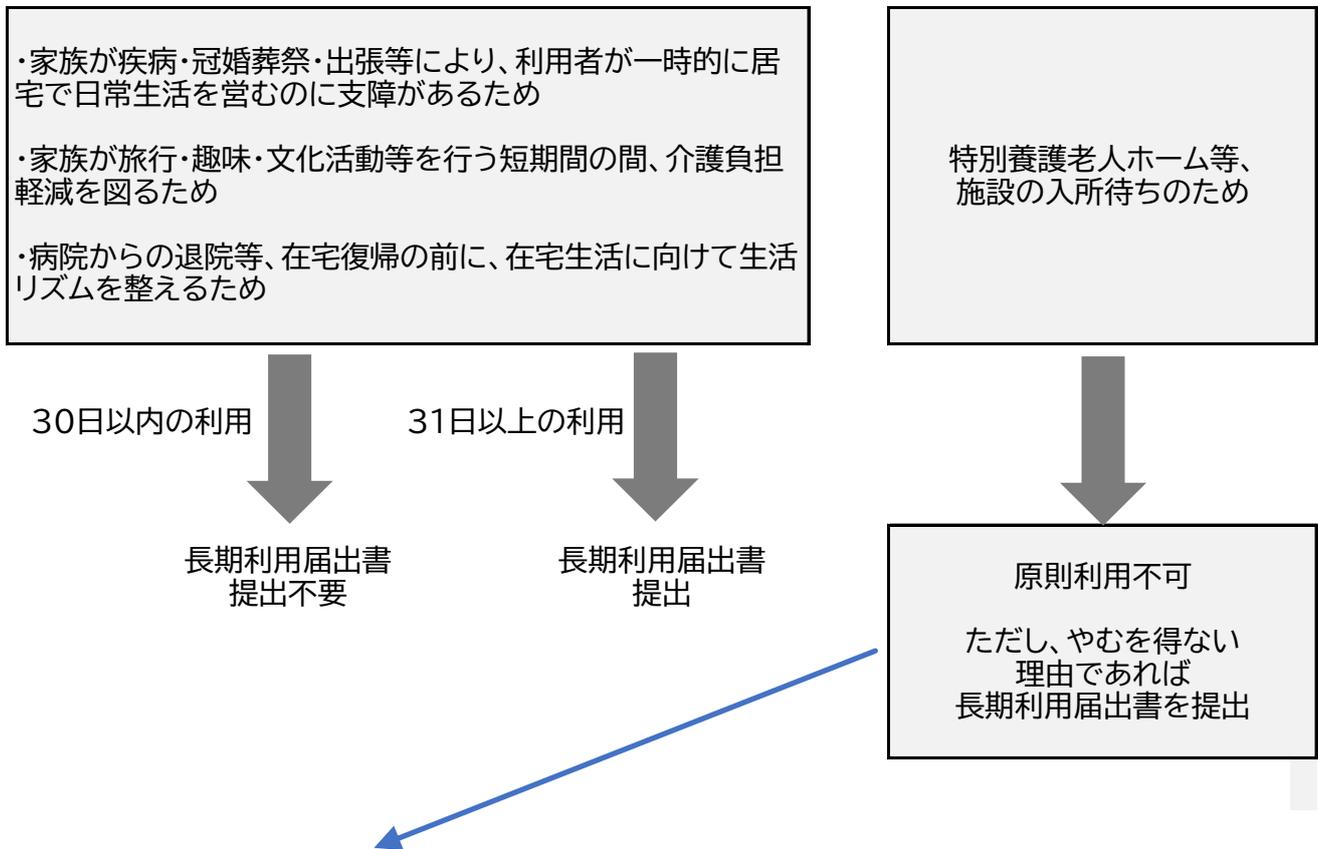


短期入所サービスの長期利用に関する留意事項

(1) ショートステイを利用したい理由について



(2) よくみられる「やむを得ない理由」として認められない事例

○利用しているショートステイの施設が「気に入っている」「慣れている」「家から近い」など。

→本来ショートステイの施設は「生活の拠点」となるものではありません。「生活の拠点」は「居宅」にあることが大前提です。

お気に入りのデイサービスに住むことが出来ないのと同様に、ショートステイに生活の拠点を置くことはできません。

○入所基準を満たしていない施設への入所待ちのため。

→「特別養護老人ホームへの入所待ち」という理由でありながら、要介護度が軽度である場合など(入所基準:原則要介護3以上)、待機している施設への入所は現実的に難しい状況です。現状に合った介護サービスの利用を検討していただかなければなりません。